

令和5年7月10日

関係者各位

ひたちなか市長 大谷 明
(公 印 省 略)

医療福祉費支給制度（小児マル福）にかかる所得制限の撤廃について

日頃より、市政運営に対しまして、多大なるご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、ひたちなか市では、子育て世代の医療費負担を軽減するため、令和5年10月より市単独事業を拡大し、小児マル福の所得制限を撤廃することとなりました。この改正に伴い、小児マル福対象者の増（2,600人程度）が見込まれます。

本事業の実施にあたり、医療機関の皆様にはご負担をおかけいたしますが、本市の医療福祉費支給制度の円滑な運営ならびに請求業務に対しまして、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 実施内容

(1) 対象者

所得制限により茨城県医療福祉費支給制度（マル福）が非該当となっている18歳までの方

(2) 開始月

令和5年10月診療分から

(3) 公費負担者番号

90080946

※市単独事業（中学生・高校生外来）と同じ番号です。

(4) 受給者証の色

白色

※ひたちなか市ではすべてのマル福の受給者証が白色です。

2 自己負担金

茨城県医療福祉費支給制度（小児マル福）と同様の取り扱いとなります。

(1) 外 来 医療機関ごとに1日600円まで（月2回まで）

(2) 入 院 医療機関ごとに1日300円まで（月3,000円まで）

(3) 調剤薬局 無料

【問合せ】

ひたちなか市保健福祉部国保年金課医療係

担当：石田

TEL 029-273-0111 内線 1183, 1184

FAX 029-271-0852

E-MAIL kokuho@city.hitachinaka.lg.jp